

財形制度をめぐる 当面の課題及び対策 について

●財形制度をめぐる現状と課題

- 勤労者の家計をめぐる環境は厳しい状況が続いており、財産形成にあたっては計画的に財産の純増を図ることができる財形制度の重要性に変わりはないものと考えられる。
- しかしながら、厳しい環境の中、以下の課題が存在。

【課題1】財形制度の認知度が低いこと。

【課題2】財形制度の魅力が相対的に低下していること。

●これまでの取組実績と今後の対策について

- 【課題1】については、勤労者及び事業主に対する普及・広報活動について、制度利用者や関係団体等からの意見・要望等を踏まえ、強化を図りつつ、引き続き実施する。

⇒1. 財形制度の普及・広報について

- 【課題2】については、育児休業等の期間にも財形貯蓄の非課税措置を継続できるようにしたほか、財形持家融資制度において、住宅リノベーション対応のため中古住宅購入と改良の一体型申込み受付を開始、中小企業・子育て勤労者への金利引下げ特例措置を実施。制度のメリットを享受していただけるよう、子育て勤労者については実施期間を延長する。

⇒2. 財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の実施について

3. 子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置について

1. 財形制度の普及・広報について

(1) 厚生労働省において実施した普及・広報活動

○関係機関との連携等による事業所への制度周知に向けた取組

- ・内閣府男女共同参画局が発行するメルマガへの掲載
- ・労働局が配布する育休関係パンフレットへの掲載
- ・経済団体を通じて、団体傘下の会員等への周知を依頼
- ・財形事務代行団体を通じて、制度の周知を依頼
- ・労働局及び都道府県へ周知依頼の文書を発出

○広告媒体の活用による制度周知に向けた取組

- ・財形統計等をプレスリリース、厚労省HPに掲載
- ・厚生労働省発行の広報誌「厚生労働」へ制度内容を掲載
- ・労務関係雑誌6誌に制度概要に係る記事を掲載
- ・厚労省人事労務マガジン（メルマガ）に掲載

○貸付金利引下げ特例措置（中小特例延長、子育て特例実施）広報と併せた制度周知

○厚生労働省HPをよりわかりやすく改善。今後、さらなる改善を予定。また、ツイッターを利用して情報発信中。

(2) 勤労者退職金共済機構において実施した普及・広報活動

○「財形普及推進チーム」による活動

- ①平成27年度より新たに労働局主催の就職面接会に参加し、96社（10月末現在）に対して制度導入の働きかけ。
- ②「財形普及推進員」により、財形転貸融資の利用実績のある110事業所へのアプローチ。
- ③日本FP協会主催のイベントに参加。

○各種媒体を活用した広報活動の内容

- ・HPについて、財形融資利用者の声を掲載する等の改善（アクセス数は約27万件※）。
- ・行政機関等17機関のメールマガジンにおいて、約31万人※に財形制度の紹介記事を配信。
- ・企業経営者向け情報誌に広告を掲載。
- ・地方公共団体及び関係機関を通じ、7,194事業所※にリーフレットを配布。
- ・Yahoo!検索結果画面、不動産関連サイト等のインターネット広告を活用。
- ・幼稚園・保育園で配布する保護者向けの無料情報誌に財形制度の特集記事を掲載。
- ・中小企業退職金共済事業の未加入事業所を対象とした説明会において財形制度に関する資料の配付等の周知活動を9カ所238事業所に実施。
- ・中退共既加入事業所を中心とする4,854事業所※に対し、財形リーフレットを送付。

※平成27年度の数値は未集計であるため、平成26年度実績を記載した。

1. 財形制度の普及・広報について

(3) 財形普及促進事業

○ 事業の概要

勤労者退職金共済機構は、第3期中期計画に基づき、中小企業等を構成員とする事業主団体に、各種活動を通じて中小企業への財形制度の導入促進を図る財形制度普及促進事業を委託。平成25年10月から順次実施中。

活動内容：傘下企業に対する財形制度説明会の開催、個別訪問・相談対応、財形制度に係る各種情報の提供等

○ 実施結果

①実施団体：11団体（都道府県単位：2団体、市町村単位：9団体）

②事業実施状況（11団体合計、平成25年10月～27年9月）

実施内容	実施事業所数
事業所向け財形制度説明会の実施	参加事業所数：4,491事業所
個別事業所訪問・相談対応	対応事業所数：2,900事業所
事業所への制度紹介資料の配付	配付事業所数：41,147事業所

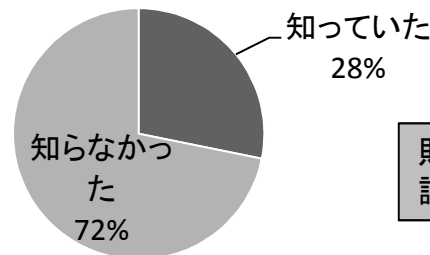
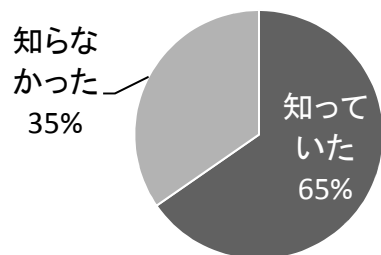
③傘下事業主に対するアンケート結果

平成27年度委託事業においては事業主にアンケートを配布し889事業所から回答を得た。

a.制度を知っていたか。

<財形貯蓄制度>

<財形持家融資制度>



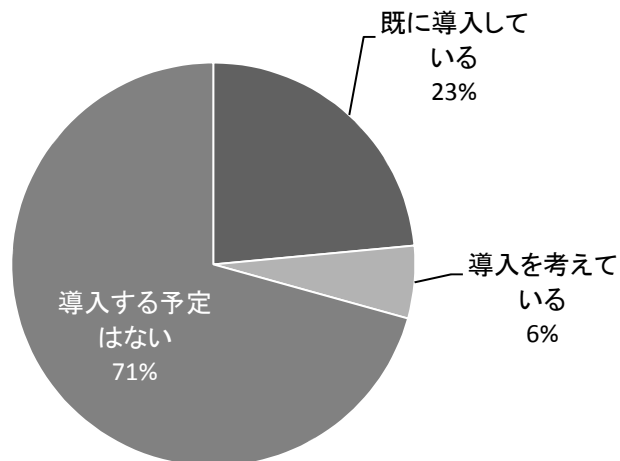
財形持家融資制度の認知度は低い

1. 財形制度の普及・広報について

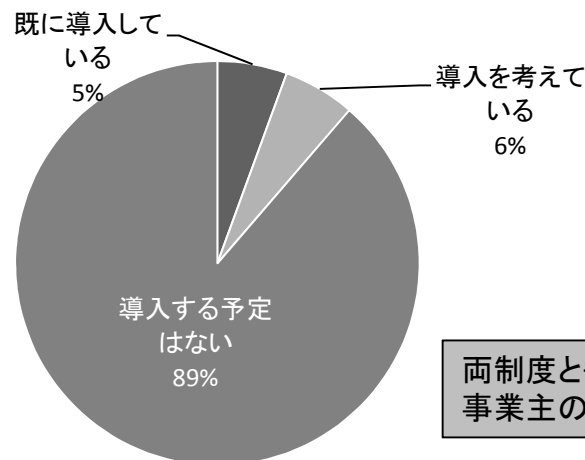
(3) 財形普及促進事業 (前ページの続き)

b. 制度の導入について。

<財形貯蓄制度>



<財形持家融資制度>



両制度ともに導入に消極的な事業主の割合が高い

(4) 今後の方針

- 制度やそのメリットを知らない事業主・勤労者が多いことから、分かりやすい厚生労働省HPやポスターを作成するなどして、周知広報に努める。
- 勤労者退職金共済機構での訪問、委託事業における説明会や相談等により、制度に興味を持った事業主に対しては、導入に結びつくきめ細やかなアプローチ方法を検討する。
- 制度導入済みの事業主に対して、導入の経緯、事務量、導入後の従業員の感想などを聴取し導入のメリットを、また、未導入の事業主については、導入に至らない要因を聴取し、今後のアプローチ方法に活用する。
- 普及促進事業の委託契約内容の見直しを行い、今後の普及活動をより効果的なものとする。

2. 財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の実施について

(1) 育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の概要

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、勤労者が、3歳未満の子に係る育児休業等の期間等を記載した申告書を当該育児休業等を開始する日までに提出した場合には、当該育児休業等の開始の日の直前に金銭等の払込みをすべき日から当該育児休業等の終了の日の直後に金銭等の払込みをすべき日までの間は、金銭等の払込みがないときであっても、引き続き勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税措置を適用するものであり、平成27年4月1日以後に上記の申告書を提出する場合に適用している。

(2) 特例制度の実施・広報について

○制度リーフレットを作成し、制度開始前に都道府県、財形事務取扱団体、財形取扱団体に送付したほか、以下の広報媒体に掲載し、普及・周知に取り組んだ。

- ・労働局が配布する育休関係パンフレットへの掲載
- ・厚生労働省発行の広報誌「厚生労働」へ制度内容を掲載
- ・厚労省人事労務マガジン（メルマガ）に掲載

○申告書の提出は勤務先を通じて金融機関に提出されるが、例えば労働金庫においては4月に47件、9月現在463件の提出を受けている。

（参考）労働金庫の財形貯蓄契約件数（年金・住宅） 約103万件（平成27年3月末）

3. 子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置について【財形持家融資制度】

(1) 子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の概要

- 子育て世代の利用促進を図るため、以下の特例措置を実施しているところ。
 - ・ 内 容：通常金利より当初5年間0.2%引き下げた貸付金利にて融資
(平成27年10月1日現在：年0.81%→年0.61%)
 - ・ 実施期間：平成27年7月1日から平成27年度末まで
 - ・ 対 象 者：18歳以下の子等を扶養している勤労者

(2) 厚生労働省において実施した普及・広報活動

○関係機関との連携等による事業所への制度周知に向けた取組

- ・ 内閣府男女共同参画局が発行するメルマガへの掲載
- ・ 労働局が配布する育休関係パンフレットへの掲載
- ・ 経済団体を通じて、団体傘下の会員等への周知を依頼
- ・ 財形事務代行団体を通じて、制度の周知を依頼
- ・ 労働局及び都道府県へ周知依頼の文書を発出

○広告媒体の活用による制度周知に向けた取組

- ・ 厚生労働省ホームページにおいてプレスリリースを実施
- ・ 労務関係雑誌6誌に制度概要に係る記事を掲載
- ・ 厚生労働省発行の広報誌「厚生労働」へ制度内容を掲載

(3) 勤労者退職金共済機構において実施した普及・広報活動

○地方公共団体への訪問・電話連絡等

- ・ 首都圏を中心に、地方公共団体の子育て支援担当部局約30カ所に対して直接アプローチによる情報提供（今後の予定も含む）
- ・ 各都道府県・政令指定都市の子育て支援担当部局約100カ所に対してリーフレットの送付による情報提供

○広告媒体の活用

- ・ 地方公共団体が市民に対して配信する「子育て支援」に特化したメルマガ掲載依頼を9カ所に行った。
- ・ 行政機関等17機関のメールマガジンにおいて、約31万人に紹介記事を配信。
- ・ 幼稚園・保育園で配布する保護者向けの無料情報誌に広告を掲載
(発行部数：約42万部、配布地域：首都圏、東海、関西、九州)

3. 子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置について【財形持家融資制度】

(4) 本件特例措置の利用状況及び事業主等からの要望

①平成27年9月末において、本件特例措置の利用件数は164件、貸付決定全体211件の77.7%。

	7月	8月	9月	合計
貸付決定数 (A)	88件	81件	42件	211件
うち特例利用 (B)	73件	58件	33件	164件
利用率 (B/A)	82.9%	71.6%	78.5%	77.7%

②平成27年4月、5月、6月の貸付決定件数はそれぞれ29件、44件、41件であり、本特例措置開始後は増加傾向にあり、本件特例措置の普及が進めば今後も需要が見込める。

③事業主等からは、「利用希望者はいるが、H27年度末までに物件探しが間に合うか不明」、「財形貯蓄の貯蓄額や貯蓄歴が足りず利用できない」、「財形制度PRのよい機会であるのに実施期間が短期間であり残念」等、措置の実施期間延長を望む声が挙がっている。

(5) 今後の方針

○こうした要望等を踏まえ、継続的な広報・普及促進活動を実施しつつ、本件特例措置の実施期間を平成29年度末までの2年間延長する方向で、関係機関との調整を行う。